

論 文

明治期における奢侈商品としての結城紬の形成

根橋 正一

はじめに

紬とはくず繭を使って自家用衣料を作る技術であり、正絹のような光沢はなく渋い木綿のような風合いをもち、仕事着普段着として長期間にわたって着ができるものである。しかし、紬は大島紬にしても琉球紬にしても高価な品として、奢侈的な消費財の顔を持っている。なかでも、着尺業界で最高価格がつくのは結城紬である。その生産体制とその評価は明治から大正にかけての時期に確立した。その生産方式と組織は崩れることなく現在に至っている。本論文は結城紬生産が確立される背景を、近代日本の産業化とのかかわりで論ずる。とくに、資本主義経済の確立発展にとって必須条件と考えられる奢侈産業の一部分として結城紬生産を位置づけるなかで論ずることにする。

幕末から明治初期にかけての時期、日本経済のおかれた状況は、世界経済システムの最辺境として位置であった。すなわち、イギリスをヘグモニー国とするヨーロッパ世界経済の辺境であり、世界経済分業の末端にあってイギリスの工業製品の消費国としての役割と中心国や半辺境国へ第1次產品を供給する役割とを担わされていたのである。明治初期最辺境として出発した日本は、驚異的な速度で産業化を推進し、それに成功していった。イギリスの主力工業製品である木綿製品の輸入に対抗して、輸入代替工業としての木綿産業の発展に努めた。その結果、明治20～30年代には産業革命とも呼べる技術革新を行い、世界有数の木綿製品産出国に成長した。さらに、もう一つの繊維産業である、絹産業、製糸業の発展が続き、明治末期から大正期にかけての時期にはやはり世界1の絹製品産出国に成長していた。こうして、輸入代替工業の段階から輸出工業の段階へと進み、工業製品輸入・第1次產品輸出の構造から、工業製品輸出・第1次產品輸入へと貿易構造も変化し、世界経済システムにおける地位も辺境から半辺境へとかわっていったのである。

このような、明治から大正にかけての時期の経済発展にともなって、旧来からの富裕

層に加えて新たな産業資本家や技術者、官僚など富裕者が出現し、奢侈的な消費を求める、奢侈産業を刺激することになった。奢侈産業こそ近代資本主義の生み育ててきたと論ずるゾンバルトの議論に着目しつつ、結城紬の奢侈産業化についての理解を進める。

明治期の奢侈品消費や奢侈商業、奢侈工業への志向が如何に生まれたかについても注目する。この時期、海外および国内における博覧会、勧業博覧会などにおける商品や工芸品、美術品の展示、評価、それを見る人びとの購買意欲や人気商品の出現は、奢侈的な消費を促すことになった。これらは、新たな奢侈品を扱うデパートという奢侈商業形態を出現させた。世界経済システム内の最も貧しい辺境国において奢侈消費が出現するというのは、一見不可思議な現象にも見えるが、いずれの国や地域においても実在したことである。例えば、イギリスの植民地であったセイロンは、島の特産品であるシナモンやコーヒー、茶などの第1次産品を輸出して中心国からは工業產品や生活必需品を輸入するという辺境型の貿易構造を持っていたが、輸入品の中にはかなりの額にのぼる「男性用装飾品」という項目が含まれている。プランテーション経営者として成功した富裕なプランターたちが、本国で流行している紳士用品や装飾用品を求めていたのである。生活必需品や生産財と同様に奢侈品は、植民地＝辺境の人びとにとっても必要なものであった。(根橋、2007)

このような奢侈品としての結城紬の成長発展の背景ともなる諸傾向を整理、考察することを本稿の課題として、4つの章で論ずる。1章ではゾンバルトの議論を中心にして資本主義発展における奢侈産業について整理し、2章では明治期における奢侈産業の動向について論ずる。その上で、3章では、結城紬がどのような製品を提供し、どのような評価を得てきたかについて見て、4章で品質管理や技術管理について見ていく。

第1章 奢侈と近代資本主義

日本の近代社会が成立する当初から高価な製品の生産に特化した結城の紬産業は、典型的な奢侈産業と見ることができる。奢侈が近代資本主義の生成と発展に大きな影響力をもったと主張するゾンバルトにしたがって奢侈工業について整理する。

奢侈工業

まず、奢侈工業とはいかなるものかについてゾンバルトは、端的に次のように述べている。

眞に奢侈工業の概念を定める標識は、生産された商品の本性の状態である。問題の商品が高価なものであるかどうかということが、この商品を生産した工業がはたして奢侈産業であるかないかを決定する (ゾンバルト：237)。

奢侈工業とは高価な奢侈品消費を求める人びとのために生産する工業であり、高価な衣服、優雅な家具、それに数々の装飾品などを生産する工業である。こうした考えに基づいて言えば、結城紬はまさに奢侈商品であり、その生産は奢侈工業によるものということができよう。

ゾンバルトはヨーロッパの奢侈工業を分類して大きく「純粋な奢侈工業」と「混合せる工業」とに二分し、純粋な奢侈工業として具体的に絹織物工業・レース工業・鏡製造・陶器製造業・そのほか各種（ガラス工業・精糖工業・菓子製造・金銀細工・造花製造）の工業をあげている。

他方、混合せる工業は、ふるい手工業のワクの中にありながらも、しだいに古い手工業から分化していった奢侈工業の変遷として注目される。手工業者は技術を持ち、手先が器用なことにつけて昔ながらの拠点にとどまっている。この工業は並製品の需要のためにも高級品の需要のためにも操業するので、純粋な奢侈工業と対立する意味で「混合せる工業」と名づける。具体的には次のような工業があげられている。

- ①毛織物工業：貧乏人の衣服も金持の衣服も生産した。一方、豪華なる毛織物工業は、上品で高価な織物を作る工業、すなわち奢侈工業でもあった。
- ②リネン工業：美術館に陳列され、人々の驚嘆の的となっているきらびやかなテーブルクロスをつくった。それとともに安価なリネンも大量に生産されていた。
- ③仕立て業
- ④皮革業：高級靴の仕立て業と一般的な靴製造がある。贅沢な馬具を作る馬具師がいる。
- ⑤帽子製造業：男性ならば上は摂政から下は農夫まで誰でも帽子を必要とする。
- ⑥建築業
- ⑦車工・経師屋・馬具工
- ⑧指物師

(ゾンバルト：272-268)

生産された商品にいかにして高額な価格が付くのか。それは、貴重で高価な原材料、専門化した高度な熟練を要する技術、技巧、時間、そしてそれ故に大量に生産されることができないことなどによると考えられる。奢侈品はしばしばはるか遠方の国ぐにから高価な原料を取り寄せねばならない。奢侈品製造にあたっての方法は、単に金がかさむばかりではない。ほとんどの場合より多くの技巧が必要であり、いっそう複雑であり、さらにそのためにはより多くの知識、洞察、それに事にあたっていかに決断するかの才能が求められる。奢侈品のすぐれた性質は、作業過程が協業と専門化によって高い段階に達したとき、はじめて実現されるものである。（ゾンバルト：272-274）そして、奢侈工業の発展には強大な奢侈消費および消費者の形成がなくてはならない。

結城紬の場合、原料は遠方から取り寄せるわけでもなく、稀少で高価な原料を用いるわけではないが、真綿から手つむぎで糸をとるという手間のかかる作業を通してしか得

られないものである。また、糸くくり、染色、織りなどの段階の作業も、原理的には単純で、道具も伝統的で簡単なものを用いているだけに、作業は手間のかかる職人技が必要になっており、典型的な奢侈工業と見ることができる。

機械生産と手作り生産

繊維工業の進展は産業革命と呼ばれる機械化および技術革新に支えられていたのであるが、そのなかでそれに逆行して機械生産ではなく従来からの手作り生産に固定していく道を選んだ。それは奢侈商品生産の選択を意味しているが、その意味についてヴェブレンの議論から整理しよう。

同じ目的に役立つ機械製品と手作り品との間の重要な相違点は、前者のほうがその主要な目的によりよく適合している。つまり、より完全な、目的に対する手段のより完全な適合示す生産物なのである。他方、手労働のほうがより浪費的（奢侈的）生産方法である。この方法でつくられる財は、金銭的な名声という目的によりよく役に立つからであり、さらにまた、手労働の印が名誉に値するものになり、したがってこのような印をもつ財が、対応する機械製品よりも品質において高く格づけされるからである。（ヴェブレン：179）

名誉に値する手労働の印は、外見に現れる手作り品の一定の不完全さや不規則性であり、職人がデザインの実行に不備をきたしたことを示す部分である。それゆえ、手作り品の優秀さの根拠は、一定限度の不完全さということになる。このような名誉に値する不十分さの証拠の評価は、教養人の目に手作り品が優れた価値と魅力となってくる源泉ではあるが、微妙な眼識を要する事柄である。

日常用の機械製品が、気品に満ちた消費の細目に当然払うべき配慮ができていない俗人や無教養な人びとによって、しばしば賞賛され愛好されるのは、まさに過剰な完全さが原因である。「ありふれていること」、いいかえれば生産費用がわずかでしかない消費財は、多くの人びとが（金銭的に）手の届く範囲内にあるものである。それは、他の消費者との好都合な競争心にもとづく比較という目的に役に立たない。（ヴェブレン：179-181）

手作りの不完全さと下手（げて）

ヴェブレンのいう「手作り品の不完全さ」は、日本ではのちに柳宗悦が「下手（げて）」と呼んだ理念と相通じている。柳宗悦は贅沢とは反対の民芸に着目して、その美しさの原理として「下手」について論じている。

民芸とは民衆が日々用いる工芸品です。それゆえ、実用的工芸品のなかで、最も深く人間の生活に交わる品物の領域です。俗語でかかるものを「下手（げて）」な品と呼

ぶことがあります。「下」とは「並」の意味。「手」は「質（たち）」とか「類」とかの謂い。それゆえ、民芸とは民器であって、普通の品物、日常の生活と切り離せないものを指すのです。

民芸品は民間から生まれ、おもに民間で使われるもの。したがって、作者は無名の職人であり、作物にも銘はない。作られる数もはなはだ多く、価格も低く、もちられる場所も家族の住む居間や台所。これに対し、貴族的な工芸品は上等品であり貴重品です。数は多くできず、金額も高価になります。つくる者は名工で、器には在銘が多い。用いる人は貴族や富者です。実用品というよりも飾り物が多い。姿は絢爛、丹念、複雑です。技術は精緻を誇り、作る者も工夫し加工し、意識して作る。材料も珍しきもの、精製したものを選ぶ。「上手物（じょうてもの）」と呼ばれ、「下手物」の反対です（柳：21, 23-24）。

柳のいう民芸品もまた、機械製品を意味しているのではなく、手作り工芸を念頭においている。その上で、貴族的な品物に見出す二つの性質、僅少さと高価とは、それ自身不完全さを示すといえないでしょうか（柳：72），とヴェブレンと同じ分析を提出している。わずかよりできず、わずかな人にのみ与えられるということ、すなわち高く値し、富者のみが購い得るということ、そこに社会的ならびに経済的欠陥が現れています。過去の民器ほど「多」「廉」「美」の三を一に結合しえているものはないのです。これを破壊したのは近代的罪過でした（柳：72）。近代的な機械生産以前の民器の美しさを強調している。

こうした特性はやがて奢侈品としての意味合いをもってくることになる。

第2章 明治期における奢侈産業興隆の背景

奢侈産業は資本主義経済をリードする役割を果たすが、それにはまず奢侈品消費階層の出現が必要である。明治期最初の富裕層は、華族たちであった。1869（明治2）年華族設置の通達によって旧公家、大名の家系の呼称として「華族」の語が登場した。そして、鹿鳴館が落成した翌年1884（明治17）年に公布された華族令によって、維新の功臣など国家に対する功労者にも爵位が授与された。後には、経済・財界人にも爵位が授与された。すなわち、政治的功労者・経済的功労者・文化的功労者が華族になったのであり、彼らは華族にふさわしいふるまいや生活様式が求められた（東）。こうして華族は奢侈消費のリーダーとなっていましたが、産業化の進展とともにあって産業資本家や技術者、官吏などの富裕層が出現し、奢侈消費の担い手となってきたのである。本章では産業エリートの出現の背景としての繊維産業の台頭について整理し、次に奢侈商業の出現につ

いて見ていく。

第1節 世界経済システムと日本経済

明治期の日本はヨーロッパ世界経済に組み込まれたが、当時のヘgemone国イギリスの主力輸出商品は木綿製品であった。すなわち、イギリスは木綿製品を世界各国に輸出し、その見返りとしてイギリス国民の生活に必要なものや贅沢品などを輸入していた。日本はイギリス製木綿を中国上海経由で輸入し、茶、石炭、海産物などの第1次產品をヨーロッパや中国に向けて輸出した。先進技術を体現する工業製品と第1次產品との貿易では、圧倒的に工業製品輸出国が経済的に優位である。そこで、日本は輸入代替工業、すなわち繊維工業の発展を目指すことになった。日本の繊維産業の発展は2つの段階を踏んだ。明治30年代までに世界レベルの生産高を達成した木綿産業と、大正期にかけて世界第1位の生産高を達成した絹産業、製糸工業である。

第1の木綿工業の発展についてみておこう。近代的な木綿工業発展の取り組みは各地で始まったが、その機械紡績業の先駆としては、薩摩藩の鹿島紡績所（1867年設立）と堺紡績所（1870年設立）、東京に設立された鹿島紡績所（1872年）がある。これらは、始祖三紡績と呼ばれ、イギリスから輸入された設備によるもので合計6千錘あまりにすぎず、輸入代替には程遠い状況であった。

明治政府は殖産興業政策の一環として愛知、広島に紡績所を設立したり、桑原（大阪）、宮城、名古屋にも紡績所を設立した。そんな中で日本独自の在来技術を改良する動きも出てきた。1876（明治9）年僧侶臥雲辰致が発明したガラ紡績機は、従来の手紡績の6～10倍の生産効率を持っていた。近代的な紡績工場としては、1883年渋沢栄一らの提唱によって操業開始した大阪紡績は、綿紡績近代化のパイオニアで10,500錘の規模を誇った。続いて、東京紡績（1万錘）、鐘淵紡績（28,920錘）、摂津紡績（19,200錘）など大規模会社が設立され錘数も急減に増加した。1886年には錘数65,000にすぎなかつたが、1889年には27万7千錘、1894年には45社、53万錘に達した。さらに、日清戦争後は繊維産業の海外進出は著しく、朝鮮の木綿市場は日本の独壇場であった。

こうした結果、日本の貿易構造は大きく変化し、イギリス製木綿の輸入の必要なくなり、逆に朝鮮や中国その他に木綿製品を輸出し、朝鮮からは米や豆、鉱産物などを輸入する態勢を形成した。すなわち、日本は辺境の立場を脱し、朝鮮や台湾、中国を辺境国として、自らの半辺境の地位を確立したのである（根橋、2004）。

幕末から明治にかけて辺境として編入された世界経済システムとの接触のなかで、新たな産業が起こり、富裕層が生まれてきた。すなわち、中心諸国と接触する貿易商、買弁的商業に従事する者、新たな産業エリートや官吏たちが中・上層階層を形成したのである。この人たちの消費欲求に応じて奢侈商品を扱う工業や商業の発展が出現した。

第2節 奢侈商業としてのデパート

奢侈商業は、東京や大阪の中・上層階層の人びとを対象としたデパートや高級品を扱う専門店として発展した。

白木屋は旧大名華族、三越は富裕な商工業者、高島屋は宮内省関係、というテリトリーがあり、三越の日比翁助は東京に山の手に移住してきた新住民を引きつけようとした。当時、山の手は江戸時代からの武家屋敷が多く残っていたエリアで、空き家が多かった。そこに、地方から移住してきた人びとは官吏、軍人、銀行員、会社員など初期のサラリーマンたちであった。彼らは新たな進歩的な富裕層であった。この新旧の顧客層に対して白木屋や三越が採った作戦は、当時の官吏や政商が覇廻していた日本橋芳町、向島、深川、新橋、赤坂、神楽坂など花柳界の利用であり、歌舞伎役者や記者の宣伝力の利用であった。（小僧レポート）

明治期における奢侈商品および奢侈商業の成立

明治時期国内の近代化、西欧化の過程で消費文化が発生したばかりでなく、奢侈消費文化の形成が見られた。奢侈消費商品として注目されたのは美術的価値の高い工芸品や伝統的日本製品であった。それらは、19世紀後半以来の万国博覧会への出品とそこで評価を得た日本的な工芸品や美術作品を通して、国内での消費商品化の過程があった。また、近代日本の美術の研究家としてフェノロサや岡倉天心らの美術史的研究も大きな役割を果たした。

そして、その商品を販売する新たな奢侈商業の出現があった。奢侈商業あるいは奢侈商業という単語を使ったのはゾンバルトであった。三越を代表とする百貨店、デパートの出現はその奢侈商業の成立であるといえよう。三越は奢侈品あるいは高級品として、光琳の絵画や美術をモチーフとした呉服などを提案した。明治29（1896）年三井呉服店として再出発し、欧米式の経営・販売・陳列システムを備えたデパートとして成功を収めた（玉蟲：75）

尾形光琳あるいはその一派をめぐる出版・製作などが活況を呈していく明治30（1897年）代後半以降の日本において、民間の商業界においても光琳は「装飾藝術（デコラティブアート）」家として再生し、光琳ブームと称しうる現象が起こった。その契機をもたらしたのは、西欧における光琳受容の活況であった。（玉蟲：73）

東京の三越周辺における光琳再生は江戸時代以来の光琳愛好を明治30年代以降の好景気のもとに復活させ、そこに西欧より逆輸入した光琳イメージも取り入れつつ、都市の消費者の需要にあわせ、染め織り品（呉服模様）を中心に関開するものであったが、一方京都における光琳ブームは、陶磁器・漆器のデザインを中心とする作家活動の色彩の濃いものとなっていました（玉蟲：86）。三井呉服店における新意匠の開発は、欧米諸国における日本の意匠の受容を意識し、その自負のもとに新作への意欲を燃え立たせたも

のであった（玉蟲：76）

デパートを中心とする奢侈商業の生成、奢侈商品の開発、流行などが、明治以来次々に出現したのである。

第3章 奢侈品としての結城紬

明治期における近代的な産業経済の発展の中で、結城紬が奢侈品に特化していく過程を追うことにしよう。まず、製品の変化に着目して、江戸時代から明治初期の絹紬の成立、明治後期から大正にかけての縮織についてみていく。結城紬は縞柄から絹模様、縮織へと時の流行に合わせて多様化していったのである。

第1節 江戸時期：縞柄の結城紬

結城紬の歴史は長いが、その点については他の論考に譲り、ここでは江戸時代の結城紬をめぐる状況について概観する。

江戸時代の都会の女たちの装いは驚くほど華やかであった。慶長年間（1596～1615年）には慶長小袖が流行し、寛文年間（1661～1673）には寛文小袖が盛んに作られた。寛文小袖は幕府が出した奢侈を禁じた儉約令のすきをぬってつくられたものであった。明暦3（1657）年に起こった振袖火事の、善後策として寛文8（1668）年、町人たちの衣類はその身分に応じて儉約することという、儉約令を出した。これに対して、模様を大柄にして右側に配し、左側に余白を残す、という大胆なデザインの寛文小袖を生み出された。ますます華やか、贅沢になる寛文小袖に対して、天和3（1683）年には衣装法度が出された。（中江：47）

さらに、文化文政年間（1804～1830年）に爛熟期を迎えるが、町人に財力があつても慶長や寛文の頃の豪華絢爛な衣装を身につけることはできなかった。そこで人びとが求めたのは渋い美しさであり、江戸小紋が人気を呼んだ。絹織物が禁じられると、木綿に見せかけて、実は絹より手間のかかる紬をさりげなく着た。絹でありながら絹には見えない渋い味わい。紬は非常に手の込んだ織物であるにもかかわらず、一見すると絹のような艶もない。その渋い贅沢、渋い美しさが当時の人々の心を捉えた。（中江：48）

棒縞・大名縞・子持ち縞・両子持ち大名・千筋縞・万筋縞・破れ縞・やたら縞など、さまざまな縞柄の結城紬が作られた。結城紬が江戸時代、絶えることなく盛んに織り続けられたのは、木綿のように見せかけた渋さ、縞柄の粹な美しさが、多くの人びとに求められたからだ。（中江：48）

その頃貫紬（ぬきつむぎ）と呼ばれる、たて糸に木綿、よこ糸に絹を用いた紬が作られ、贅沢品である結城紬の生産を維持できた一面でもあった（瀬谷：191-192）。しかし、一説によると絹製品禁止の目をくぐるために貫紬を作つて木綿らしさを強調し、それに

慣れさせた後、絹糸も紬糸に戻したという。貫紬は法度に対抗する手段であった。(中江：48)

この当時の結城紬はほとんど江戸の町人に人気のあった縞柄であった。当時結城で紬を扱う問屋は「縞屋」と呼ばれていたのは、この故である。

しかし、結城紬の取引としてはあまり規模の大きな問屋がなかったため、仕入れ金を江戸問屋から送ってもらう代買という形であったのに対して、木綿の場合は問屋の規模も大きく、江戸問屋が地元の買継問屋に対して、借り勘定となることが多く、それだけに木綿移出には問屋支配が強力であった。(瀬谷：191-192)

儉約令によって絹を禁止された町人たちに、真綿から作られていながら絹のような光沢はなく渋い風合いの紬を、手の込んだ贅沢品としてもてはやされたことにより、高価で粋な衣類としての評価を得たのであった。そしてさらに、明治期なって新たに出現する産業エリートたちの美意識にも受け入れられていく土壤ともなっていた。

第2節 明治初期：絣紬の開発

幕末期になると、各地に巧緻な技術や新しい流行がつぎつぎにあらわれ、結城の絣紬は当時の人びとの嗜好に追いつけなかった。縞柄ばかりの結城は新しい波に乗り遅れたのである。明治にはいると、それはより明らかになった。絣というのは糸を他の糸でかたくしばって染め、織り上げたもので、染め残した部分がかすれた柄をあらわす。結城の人びとが、紬に絣織の技法を取り入れようと考えたのは、幕末の慶応1（1865）年のことであった。買継商たちは、当時、老練と評判の高かった大塚いさ、須藤うたの2人に試織りをさせてみたが、美しい絣柄は思うように姿を現さなかった。苦心の末に絣織りを開発、完成させたのは翌慶応2（1866）年であった。しかし、それはまだ単純素朴なものでしかなかった。(中江：51)

絣織に強い関心を抱き、新しい技術導入にとりわけ熱心であったのは最も古い買継商奥沢庄平であった。明治6年、彼は自ら足利、桐生、伊勢崎といった機業地を視察し、独力で新しい絣紬の開発に取り組んだ。商人が機に向かうのだから当然のようにうまくいかなかつた。翌7年にも、再度の視察をし、八王子にも足をのばした。失敗を重ねながらも、絣紬を生み出した(中江：52)。奥沢は問屋であるから、各地を視察して研究はしたが、自分で絣を織ったわけではない。機屋および染色業者（紬屋）の人たちの協力と努力があって絣の製織は成功したのである。例えば、明治6年には、大塚いさが始めて「団十」絣を織るにあたり、染色業者の木村弥五郎に団十の字型を現すための糸染めの注文し、木村の店の徒弟頭小林作治郎が苦心して染め上げたのである(市史6巻：236)。

この間の事情について明治42年2月10日に結城町長から郡役所への報告文書には次の

ように述べられている。

交通運輸ノ更開ケ問屋制ハ廢止セラレ大ニ發展増進ノ途ニ就キシト雖トモ紬ノ縞柄タルヤ頗ル旧様ニシテ千筋若クハ万筋等ノミ多ク到底世ノ進歩ニ伴ヒ時好ニ適ス可カラサルヲ達観シ庄平ハ明治六年三月中栃木県下足利及桐生伊勢崎地方ノ機業地ヲ視察シ又同七年五月同地方并東京府下八王子ニ至リテ視察シ尚八年六月中同一地方ニ視察シ大ニ得ルトコロアリ能ク之ヲ実験シ□紬及木綿ノ縞柄改良ニ効果ヲ奏シ漸次比較的優美ナル縞柄ヲ製織スルニ至レリ

紬絣ハ先代庄平ニ於テモ一二試シコトアリシト雖トモ終ニ成功ニ至ラズ中止セシモ現庄平ニ至リテハ大ニ私財ヲ投シ前項視察中熱心絣ノ製織ニ意ヲ凝ラシ紬ヲ以テ製織スルニ至ル迄研究ニ研究ヲ重ネタルモ未熟練ナル農家ノ婦女子ナレハ容易ニ熟達セス再三再四失敗シ或ハ染色上完全ナル成績ヲ顕ハサズ大ニ苦心百折不撓終ニ明治六年春成功ヲ視ルニ至レリ其間原料タル紬糸ヲ損シ染色費ヲ支弁シ訓練中工女ノ雇銀且実費ヲ償却シタル等約五百円以上ノ多キ損失ヲナシタリ

この奥沢庄平による絣紬技術の確立は、結城紬は縞柄技術に加えて絣技術を得ることができたのであり、江戸末期からの遅れを取り戻し、改めて結城紬の価値、存在を示す画期的な転換点となった。紬は絣が作られる以前、冬用のもののみであったが、紬絣を織り出してからは夏冬両方の衣料になり、販路が拡張した（市史6巻：237）

明治20年代には、絣紬は一段と精巧さを加え、十字絣や織幅に30個の亀甲絣が出現する。さらに、明治30年代には50亀甲絣ができるなど、急速に進歩した。明治40年の東京博覧会には200の十字絣が出品され、1反800円ですぐ売れたという。（中江：52）大正の初期には亀甲絣も巾に120個が記録されている。（岡崎：37）というように、絣紬の技術はさらに進化を遂げていったのである。

数々の栄誉

明治以降結城紬がどのように評価されたかについて、いくつかの出来事を紹介しておく。

- ① 明治6年オーストリアに世界博覧会があり、日本織物の代表の一つとして、出品された。結城紬が始めて海外に進出した。（保存会：38）
- ② 明治期は、各地に共進会、博覧会などが開催され、結城紬はつねに会場を飾った。明治8年、京都の博覧会において、小森の小林ひさの作品が賞を受けた。
- ③ 明治33年11月常陸地方に陸軍大演習があり、明治天皇は笠間の行在所に御滞留になり、県下の名産品を展覧に供したが、天皇は結城紬を買い上げた。（保存会：38）
- ④ 1903（明治36）年1月、白木屋呉服店が発行した営業案内の呉服冬物代価表には、

本琉球紬6～8円、縞大島紬6～8円、米沢琉球紬4～8円、越後紬6～8円、と並んで結城紬9～11円とあり他より高額であったことが分かる。(高橋：164)

⑤ 明治40年11月、日露戦争後初の大演習があり、結城小学校が大本営にあてられ、明治天皇は1週間にわたって御駐輦した。このときも結城紬を献上しご嘉納になった。(保存会：38)

⑥ 明治43年落語家の橋屋円喬は「話は高座の上のことになりますが、・・・衣服は素肌に結城紬か、さもなくば真岡の单衣でなくちゃいけない」と(高橋：208)、結城紬を愛用していることを述べている。

⑦ 町人、特に商家などの衣服制度も大抵決まっておりました。一番番頭が結城紬、二番番頭が伊勢崎、若い衆が本場結城(木綿)というように身分に応じて定まられたもので、小僧さんの如きは松坂縞の着物に小倉の紺無地の帯に限られていたものです。(高橋：518)

第4章 縮織の流行発展

江戸時代からの縞柄、明治初期に確立された絣紬に続いて、縮織の技術が加わり、結城紬の人気は女性物にも拡大していくことになった。

結城で縮み織がはじめて作られたのは明治35(1902)年ごろで、これにより、女性物の单衣に進出することができ、金額的にも伸びを示したのである。

この頃、結城紬の得意先であった兜町に、一大変革が起きた。株式取引所の一規約の変更にともなう波紋である。当時の、相場師の服装は、結城紬に角帶という長い間の不文の定めであったのを、「取引所に出入りする者は、洋服たるを要す」という新しい規則によって、和服が禁ぜられたからである。これを機会に、結城紬はますます改良に拍車がかかり、縮織りに絣織りを盛んに仕組み、老若男女の区別なく、大衆の好みに合わせて、欧州大戦の好況も手伝って、縮みの声価をますます高めていった。(岡崎：37)

縮とは織物の表面に細かい皺のあるもので、緯糸に強い撚りをかけた右撚糸と左撚糸とを交互に織り込み、織り上げたあと湯につけて、糊抜きをする。すると撚りが戻って全体に皺が現れるのである。それまで、結城紬といえば、撚りのない紬糸を用いた平織だけであったが、明治後期になって伝統のある縮織に挑戦したのである。ともかく、結城紬に縮み織が加わった。結城紬には男物のほか、女物は年配向きしかなかったが、縮み織の成功によって女物の单衣に進出、産地全体の売り上げが急速に伸びた。(中江：54-55)

結城紬のデザインをみると、明治の中頃からはトンボ絣・十絣・井桁絣・亀甲絣が織り出されるようになり(岡崎：39)、また縮折りは大正時代に改良が加えられ、急速に需要が増えた。大正中期には平織、縮織あわせて年産5万反となり、結城紬の全盛期に

なった。とくに、絣柄を入れた縮織の人気が高く、老若男女の区別なく愛用され、結城紬というと縮織をさすほど盛んになった。(中江：55)

第3章 結城紬の品質・技術管理

高級品、高価格商品として奢侈商品であり続けるためには、その品質管理、技術水準の確保管理、ブランド戦略が不可欠であろう。手のこんだ技術であること、加えてそれゆえに大量生産が不可能で量的に限りがあることが、高価格を維持する一因であった。資料5を見ると明治から大正にかけて、年産5万反を越えたのは大正10年の1年だけであり、4万反台の年も5回しかない。生産量が急増しなかった原因としていくつか論じられており、それぞれ意味のある議論ではあるが、生産工程・技術・品質管理に成功したことをも意味しているといえよう。奢侈品としての結城紬、奢侈工業として紬産業を維持するためには多大な努力が必要になるが、結城においてはそれを同業組合の組織化によって実現してきた。明治初期からの組合組織化への試みや組織された組合の目的は、品質管理、技術管理を通して結城紬品質を保証し、評価を維持発展することであった。本章では、明治初期から20年頃までの組織化の動きと、45年の本場結城織物同業組合の設立について整理する。

第1節 明治20年：結城物産織物商組合

結城紬は、①紬糸の使用、②藍染めを主体とする堅牢な染色、③いざり機の使用という原則を持っているが故に、耐久性があるとの声を保ち、他よりも1.5倍の値段が付けられてきた。しかし、明治十年代後半から偽染めや粗製の織物が出回った。奥沢や鈴木など技術革新に取り組んできた人々は、名声が高まれば出てくる偽物や粗雑品に対する警戒心は既に早くから持っていた。それには業者の協力と相互信頼の確立が必要であり、同業者の組織化の呼びかけがおこなわれたのである。その努力が実って、問屋全員が加入する織物商組合、および有力染色業者が集結した染色組合とが成立した。「結城物産織物商組合」は1889（明治20）年1月に同業組合法に則って、結城町を「組合区域」とする組合の設立を出願し、2月23日に認可された（市史6巻：250）。結城物産織物商組合規約によると、①織物商は必ずこの組合に加入すること（第六条）、②紬の原糸は「正路ノ染工ニ付シ、真正ニ染込ヲ要ス（第十二条）」、③織物の丈および幅を規定する（第十三条）、④組合員の買入れた織物は、染色および寸法について検査を受け「組合ノ商標ヲ貼付ノ上、販売スヘシ（第十八条）」と定められた。

この組合の目的は、結城織物の品質を維持するため、特に正規の染色をおこなわせ、織物の規格を定め、それによって市場における評判と高価格を維持することであった。

さらに奥沢・鈴木らは、この目的を果たすために、志を同じくする染色業者木村弥五郎らに働きかけ、その結果「結城物産本染組合」が1887（明治20）年7月に木村を組合長として設立された（市史6巻：250）。

加えて、結城物産織物商組合は販売する織物の「正確ヲ証明スル為メ」登録商標を定め、証紙を合格品に貼ることとし、同年3月登録商標の申請をおこなった（資料4参照）。そして、組合は織物検査のために同年6月結城物産織物検査所を開設し、組合員の中から検査役を選任した。この検査所の検査に合格した反物に商標が貼られ、初めて結城織物として市場に出て行くことになった（市史6巻：251）。

組合設立により品質を管理し保証してブランド化する基礎を確立したのである。

第2節 明治45年：本場結城織物同業組合

1910（明治43）年8月奥沢庄平ほか14名は、「重要物産同業組合法」に基づく組合設置を申請した。10月県知事の許可は下りたが、農商務省の許可には至らなかった。この理由について、結城町の申請と、県の意向および石下・下館地方の織物業者の希望とのあいだに調整を要することがあったため、国の認可には至らなかったのであろうと、『結城市史』は推測している（市史6巻：465）。そこで、結城町の織物業者は1912（明治45）年2月、「本場結城織物同業組合」の設置を申請し、同年3月農商務大臣に認可された。これに先立ち、石下町では1911年に結城郡織物同業組合が設立され、下館町でも翌年下館足袋底木綿同業組合が設立されている。織物の製品と製造方法が異なる三地区別々に組合が設立されたのである（市史6巻：465）。

本場結城織物同業組合によって、問屋を中心として結城紬の原料・染色・機織り・販売という生産から流通の全過程が、問屋を中心としていっそう強化された規制下におかれることになった（市史6巻：465）。問屋による強い指導力の下で、品質管理や技術管理は継続されることになったのであり、これは結城紬のブランド戦略強化の方向に向いていたと言えよう。

第3節 工業試験場の方針

木綿産業の後退と紬の奢侈品化

結城木綿については、地元の原糸と外国からの洋糸とを併用するように、新しい動きもあるが、結城の織物問屋は「地糸・地機」で織った旧来の製法を維持するために、「本場結城縞木綿」の商標を付けて、外来の糸を使った織物と区別した。また、染料も下染めには地元で栽培されたアイタデの藍葉を使い、仕上げに阿波（徳島県）藍を用いるというように、旧来の伝統を維持することに重きを置いていた。ところが、結城木綿の生産は農閑期の余業として行われていたこともあって、年間を通じて安定した数量を確保できず、また品質も一定ではなかった。そのため、結城木綿を模倣した安価で高品質の

商品が両毛地方で大量に生産されると、「本場結城縞木綿」は衰退していった。(結城の歴史：328)

結城と石下の木綿織物業は明治40年代には衰退の一途をたどり、大正期にはほとんど見る影もなくなった。明治・大正期に一般的に使用されていた織機は、いざり機・高機・バッタン・足踏織機・力織機の順に高度のものになり、能率が高まっていった。紬はいざり機にとどまったが、木綿は次の段階である高機に進んだ。高機で効率を上げ、生産能力を高めることができたが、それだけ他地域からの類似品あるいは同質の出現を容易にさせることになり、独自性の確保が困難になり、競争力を失ったといえよう。

ところが、結城の紬はいざり機段階にとどまった。(市史6巻：459) こうした木綿織物の失敗に学びつつ、ブランド化、希少性、競争力の維持・強化の方向を鮮明にしていった。そのため、紬は、その後手工業品として人気を呼んだ結城紬を大衆品から贅沢品へと育てていく。結城以外の紬または紬に類似した絹織物産地では、明治末期から大正期にいざり機を廃していた。(市史6巻：461) この時期に結城は古い技術に固執することによって評価を維持し、安定した生産を確保したのである。

資料5に見られるように、紬の生産は明治末期から大正半ばまで2～3万反、大正後期には4万反から3万反、昭和戦前期にはほぼ2万反ないし3万反の水準を維持していくのである。(市史6巻：458)

このような方向に対して、茨城県が1908（明治41）年に設けた茨城県工業試験場も賛同し奨励する姿勢をとった。試験場は、模範工場でもあり試験と指導に当たった。工業試験場の結城紬に対する認識は、「現今結城紬ノ製織法ハ旧式ニシテ、不経済的ニ生産セラルル故ニ、従ッテ其価高シ」「今日ノ改良セル織機ニ依ラズ、労力ヲ省キ安価ニ製出サルルハ明カナルモ、其製品ハ既ニ従来ノ結城紬ト同質ノ品ニアラズ」というものであった。結城紬の特色は、旧来の染織法で作られているため、織物として「堅牢ニシテ耐久力」があるので、「此点ニ於ケル結城紬ハ独歩ニシテ殆ド之ニ匹敵スルモノナシ」と評価している。しかも、紬は普通の絹織物の三倍以上の値段でも、一種の奢侈品として一定の需要があり、その需要に見合う生産が続けられている。このような紬織物について、「今後改良ヲ施スベキ点ハ、機具ノ改良ニアラズシテ、寧口意匠ノ研究ト染色上ニ在リ」とした。(市史6巻：436)

結城紬をめぐって官民ともに足並みを揃えて奢侈工業への条件や環境を整えていったのである。

一企業、一工場、あるいは一人の職人ではなく、地域の職人や商人達が一つのブランドを作り上げ維持し、地域全体として奢侈工業を維持し続けることには多くの困難があったに違いないが、同業組合を組織し、組織として生産工程や製品の品質を保証することができたのである。相互信頼を基礎にしながらも、相互検査・相互監視によって結城紬ブランド、地域の奢侈産業を維持してきたのである。

まとめ

その後も結城紬の評価は戦争や社会状況の変動の中で生産状況や生産量は変動したものの、現在もブランドとしての地位は続いている。国は無形文化財指定という最高のブランドとしての証明を獲得している。1956年（昭和31年）4月24日には、国の文化財保護委員会から結城紬の「平織り」の技術を重要無形文化財に指定したことを示す認定書（工芸第37号）が発行された。その認定理由をみると、まず「平織り」は日本の染色技術の中で特に芸術的な価値が高いこと、さらに「平織り」にはそれぞれの地方的な特色が際立っていること、その上で結城紬の渋く味わいのある姿は「平織り」にあることが指摘されている。そして、無形文化財に指定された要件は、①使用する糸は全て真綿より手つむぎしたものとすること（強撚糸を使用しないこと）、②模様を付ける場合には手くびりによること、③いざり機で織ること、の3点である。これらが認定書に書かれた平織り結城紬の「手つむぎ」「絹くびり」「織り」の3つの技術であった。（瀬谷：326）

結城紬という日本でも有数の奢侈商品に着目して、その形成発展の過程概観してきた。第1の論点は、結城紬産業は茨城県の一地方に興った奢侈工業であるが、日本が世界経済システムとの接触することによって生じた新たな奢侈品消費階層の出現と呼応しているということである。われわれの地域研究の基礎とすべき視点である。

第二の論点は、奢侈工業は、伝統的で旧くからの技術にもとづくものであるが、いたずらに守旧的であるわけではないし、単なる保守的な人々の仕業に過ぎないわけでもないということである。逆に、近代・現代に通用する産業としてのノウハウを確立してきたのである。それは、近・現代産業社会が採用してきたフォーディズム的な大量生産大量消費とは全く異なる生産、消費の技術を蓄積している可能性がある。産業社会が行き詰まりを見せており、単純技術を用いて丁寧な物作りをおこなう奢侈産業から学ぶべき点は多い。

参考文献（姓のアルファベット順）

- 東美晴「明治期におけるリゾートの形成—海水浴の普及過程に着目して—」『流通経済大学社会学部論叢』Vol.15, No.1（通巻29）、2004年、
中江克己「つむぎ情譜＜結城紬の歴史と風土＞」中江克己編『結城紬 シリーズ染織風土記』泰流社、昭和57（1982）年
根橋正一「世界経済システムと国際観光」『流通経済大学社会学部論叢』Vol.15, No.2（通巻30）、
根橋正一「産業革命とスリランカの国際観光」『流通経済大学社会学部論叢』Vol.17, No.1（通巻33）、2006年
岡倉天心 “The ideals of the East with Special Reference to the Art of Japan” 1903=『東洋の理想』講談社（学術文庫）、1986年

- 岡崎正純・坂入了「結城紬の歴史と現況」『人間国宝シリーズ43 結城紬』講談社, 1979年,
110ページ
- 瀬谷義彦・豊崎卓『茨城の歴史』山川出版社, 1973年
- Sombart, Werner "Liebe, Luxus und Kapitalismus" 1922=金森誠也訳『恋愛と贅沢と資本主義』論創社, 1987年
- 玉蟲敏子『生きつづける光琳—イメージと言説をはこぶく乗り物とその軌跡』吉川弘文館,
2004年
- 高橋晴子『年表 近代日本の身装文化』三元社, 2007年
- Veblen, Thorstein B. "The Theory of the leisure Class: An Economic Study in the Evolution
of Institutions" 1899=高哲男訳『有閑階級の理論—制度の進化に関する経済学的研究』筑摩書房(ちくま学芸文庫), 1998年
- 柳宗悦『民芸とは何か』講談社(学術文庫), 2006年
- 結城市史編さん委員会『結城市史 第3巻 近現代史料編』結城市, 昭和53年(1979年)
- 結城市史編さん委員会『結城市史 第6巻 近現代通史編』結城市, 昭和57年(1982年)

参考HP

三越小僧レポート : <http://www3.ocn.ne.jp/~fukuzawa/mitsukoshi.htm> 2007年6月1日接続

<資料1> 結城織物業の沿革

明治42年2月10日、町長から郡役所への5項目からなる回答。(市史3巻:284-285)

(一) 結城紬木綿ノ盛衰ハ当町ハ勿論地方一般ノ経済上ニ影響スルハ明カナル事実ニシテ僅カニ価格ノ高低アルモ忽チ当町商况ニ関スルコトハ多大ナリ・・・織物ノ生産地方ハ南北八九里東西五六里ノ近郊ニ涉リ一般農家ノ副業(間々專業トスルモノアリ)トシ概ネ斯業ニ從事セサルモノ罕ナル程ナリ斯ノ織物ノ商况如何ハ亦此關係地方民ノ経済上ニ大ニ關係影響アル所以ナルモ封建時代ニ於テハ交通不便ノタメ毫モ發展ノ途ナク普ク世ニ知ラレサリシモノナラン殊ニ問屋株ノ制アリテ甚シキ束縛ヲ受ケ利益ハ問屋ニ壟断セラルルヲ以製產額ノ増進ヲ妨ケラレ販路ハ僅カニ宇都宮, 栃木, 足利方面, 東京ハ漸ク越後屋(今ノ三井)大丸屋ノ二店ニ取引アルニ過キスシテ其余全国著名ノ地ヘハ彼ノ越後屋及大丸屋(今ノ下村)等ヨリ転送セラレタルモノニシテ甚た狭隘ナリシ又產額モ紬ハ現今ノ十分ノ一即チ三千反内外木綿ハ五分ノ一五六千反ニシテ實ニ微々タルモノニシテ明治五六年以來時勢ノ進運ニ伴ヒ庄平等斯業ニ熱誠尽瘁シタルノ効ニ依リ長足ノ發展ヲナシタルモノナリ

(二) 封建時代ニ於イテハ各商共ニ問屋株ノ制アリ容易ニ新規開業ヲ許サス・・・其株ヲ相当ノ価格ヲ以譲受ケサレハ創業スルコトヲ禁シタリ就中結城領主(水野日向守)

ニ於テ織物問屋株ハ重要視セラレ当町ニ於テハ下野屋半兵衛、近江屋太兵衛ノ二戸アリ
後下野屋半兵衛ハ近江屋太兵衛へ株ヲ譲渡シ近江屋太兵衛ノ一戸トナリ・・・

(三) 交通運輸ノ更開ケ問屋制ハ廢止セラレ大ニ發展増進ノ途ニ就キシト雖トモ紬ノ
縞柄タルヤ頗ル旧様ニシテ千筋若クハ万筋等ノミ多ク到底世ノ進歩ニ伴ヒ時好ニ適ス可
カラサルヲ達觀シ庄平ハ明治六年三月中栃木県下足利及桐生伊勢崎地方ノ機業地ヲ視察
シ又同七年五月同地方并東京府下八王子ニ至リテ視察シ尚八年六月中同一地方ニ視察シ
大ニ得ルトコロアリ能ク之ヲ実験シ□紬及木綿ノ縞柄改良ニ効果ヲ奏シ漸次比較的優美
ナル縞柄ヲ製織スルニ至レリ

(四) 紬絣ハ先代庄平ニ於テモ一二試シコトアリシト雖トモ終ニ成功ニ至ラズ中止セ
シモ現庄平ニ至リテハ大ニ私財ヲ投シ前項視察中熱心絣ノ製織ニ意ヲ凝ラシ紬ヲ以テ製
織スルニ至ル迄研究ニ研究ヲ重ネタルモ未熟練ナル農家ノ婦女子ナレハ容易ニ熟達セス
再三再四失敗シ或ハ染色上完全ナル成績ヲ顯ハサズ大ニ苦心百折不撓終ニ明治六年春成
功ヲ視ルニ至レリ其間原料タル紬糸ヲ損シ染色費ヲ支弁シ訓練中工女ノ雇銀且実費ヲ償
却シタル等約5百円以上ノ多キ損失ヲナシタリ

(五) 織物組合ハ明治3年一月中庄平率先之レヲ起シ現ニ組合頭取タリ亦染色ノ不正
ヲ防止スルノ必要上庄平ハ染色業ニ組合創立ノコトヲ協商勧誘シ染色業者モ同人ノ物産
ニ対スル熱誠ナル意ヲ容レ二十三年三月組織シ両組合トモ別冊ノ如クニシテ存続シ互ニ
関聯シツツアルヲ以粗製濫造ノ悪弊ヲ絶チ成蹟良好ナリトス

封建時代には問屋株制度があつてわずかな問屋によって独占されていたこと、明治初期研究を重ねて新たな技術を創出したこと、技術や製品の質を確保するために織物組合、続いて染色組合を設立したことなど、結城紬の歴史についての報告である。

<資料2> 結城紬の由来と概況

『茨城県勧業報告』第28号、明治17年9月に掲載された、結城郡結城町若井治平の報告である。(市史3巻:287-288)

一ヵ年産出高 結城紬 壱万三千反余
木綿縞 五千反
此他高機縞アリ凡壹万反以上ヲ織出ス
目下ノ相場 紬反ニ付 金四円九拾錢

木綿縞 金壱円五拾銭

景況 紬ハ明治初年頃迄ハ多ク冬衣ノミナリシカ紺カスリヲ織出セシヨリ以来年ヲ追テ販路ヲ拡張シ現今夏冬共同様ノ織出ナリ

販路 産出ノ十分ノ八ハ東京及西京大阪へ輸出シ其余ハ各県ニ売捌

織機 下ニ機ト云（俗ニイサリ機ト云）壱人機ニテ壱反掛ナリ

機織日数 凡三十日間ニ壱反ヲ織成スモノナリ木綿縞ハ十五日ニテ成ル

織出地方 小森村 中村 久保田村 林村 山王村 田間村 武井村 山川村

其他栃木県下都賀郡築村 高橋村 福良村 中河原村 川島村等ナリ

<資料3> 結城物産織物商組合規約（抜粋）（市史：90-293）

明治20（1887）年1月27日

第一章 主旨

第二条 組合員ハ専ラ物品ヲ改良シ営業上ノ弊害ヲ矯メ精利ヲ圖ルモノトス

第三条 本組合ニ於テ販売スル織物ノ正確ヲ証明センコトヲ要スル為メ組合商標登録ヲ出願スルコト

第四章 組織

第六条 本組合区域内ニ於テ同業ヲ営ム者ハ必ス加盟スヘシ

第十条 組合員ハ左ノ標札ヲ製シ店頭ニ掲出スヘシ

第五章 業務

第十一條 蘭出売ノ山地及ヒ真綿糸等都テ光沢ヲ含ミ柔強力ヲ有スル性質ノモノヲ売買スルモノトスル

第十二条 紬及ヒ木綿織物ノ原糸ハ正路ノ染工ニ附シ真正ノ染込ヲ要ス

第十三条 紬及ヒ木綿織物ノ丈幅定限左ノ如シ

一 紬織 壱反丈式丈九尺幅九寸五分以上トス

一 木綿織 壱反丈式丈八尺幅九寸四分以上トス

第十四条 紬及ヒ木綿織ノ丈幅定限ヨリ不足ナル反物ハ買入ヲナササルモノトス

第十五条 組合員ニシテ從来挿入シ屋号姓名幅尺改メヲ記シタル中札ノ外新タニ記票ヲ入ルルコトヲ得ス

第十六条 紬木綿ヲ問ハス偽染ト見認メタルトキハ之ヲ同業者ニ通告シ買入ヲナササルコト

第十七条 木綿糸ニ洋糸入ト認ムルトキハ其売主ヘ断り買受ヲナササルモノトシ若シ売主肯セサルトキハ事務所ニ同道シ組合員式名以上ノ認定ヲ請ケ正品ト見認ルトキハ買入ヲナスモノトス

但高機織ハ此限リニ非ス

第十八条 組合店ニ於テ買入レタル紬及ヒ木綿ハ必ス之ヲ事務所ニ請ヒ検査役ノ検査ヲ受ケ組合ノ商標ヲ貼付ノ上販売スヘシ

第十九条 組合員ニシテ結城町諸口へ雇人又ハ其他ノ人ヲ出シ或ハ織工ノ家ニ就キ織工ヲ誘引シ私ニ不相当ノ値段ヲ以買入ヲナササルコト

第二十条 組合員ハ得意先ヨリ注文アルトキハ之ヲ織工ト予約ヲナスハ妨ケナキモ私ニ織工ノ家ニ就キ未竣ノ織物ニ予約ヲナスヘカラス

但注文アリテ織工ト予約ヲナシタル織物ト雖トモ自店ニ於テ買入スルモノトス

第六章 役員

第二十一条 本組合ニ役員ヲ置クコト左ノ如シ

一 頭取	壱名	一 副頭取	弐名
一 検査役	弐名	一 会計	壱名

第二十七条 検査役ハ愛憎故意ニ渉ラス正実懇切ヲ旨トシ検査ヲナスヘシ

第二十八条 組合員ニシテ検査役ヲ勤務スルモノハ自店ニ於テ買入タル紬及ヒ木綿ハ他ノ検査役若クハ組合員ノ検査役ノ検査ヲ受ケ而シテ組合ノ商標ヲ貼付シ販売スルモノトス

第二十九条 検査役ハ左ノ三項ニ適當ノ物ニ限り組合ノ商標ヲ貼付スヘシ

- 一 紬木綿染色料ノ正確ナルモノ
- 一 定幅尺不定ナキモノ
- 一 木綿ニシテ洋糸ノ交リナキモノ

第八章 会議

第九章 違約者処分

第四十条 検査役ニシテ密カニ組合員ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ受シ不適當ノ紬及木綿織物ヘ商標ヲ貼付シ販売シタルトキハ検査役ヲ免シ其旨ヲ五種以上ノ新聞紙上ヘ広告ヲナスヘシ但広告ノ日数ハ組合員一同ノ会議ニ拠ル

第四十三条 検査役ニシテ自家ニ於テ買入セシ紬及ヒ木綿ヲ他ノ検査役若クハ組合員ノ検査ヲ受ケスシテ私ニ商標ヲ貼付シ販売シタルモノハ適當品ト雖トモ年給十分ノ一以上十分ノ五以下ヲ没収ス但不適當品ノトキハ第四十一条ヲ以テ諭ス

<資料4> 結城物産織物商組合商標登録願

明治20年3月9日付で、結城物産織物商組合頭取鈴木新平より農商務大臣伯爵 山県有朋宛結城物産織物商組合商標登録願が提出された。申請された商標は2種類である。ひとつは木綿商標である。

此商標ハ正中ニ婦人力木綿糸紡績ノ図形ヲ画キ上下ニ唐蔓草ノ枠ヲ図シ左右ニ草綿枝葉及ヒ之ニ付着シタル花輪ヲ画キ以テ全標ヲ画キ内部ノ空所ハ茶褐色ニテ緻密ノ緯線ヲ画シ候

もうひとつは紬商標である。

此商標ハ婦人力真綿ヨリ糸紡績ノ図ヲ画キ上下ニ唐蔓草ノ枠ヲ置キ左右ニ桑枝ヲ画キ以テ全標ヲ画キ上部ノ両隅ニ繭蝶壳個ツツヲ画キ下部ノ両隅ニ繭型三粒ツツヲ画キ内部ノ空所ハ茶褐色ニテ緻密ノ緯線ヲ画シ候

<資料5>明治20年より昭和15年に至る間の年生産額

年度	生産反数	生産価格	備考
明治20年	7,530	39,156	
21	13,594	55,718	
22	15,358	76,790	
23	14,015	70,495	
24	13,284	74,922	
25	14,515	88,171	
26	14,391	86,346	
27	14,891	89,495	
28	17,877	151,955	日清戦争 〃 終わる
29	19,980	184,834	
30	21,733	208,637	
31	23,373	218,238	
32	24,262	231,702	
33	24,936	275,044	
34	22,550	214,203	
35	25,267	232,456	
36	25,581	233,043	
37	19,584	145,771	日露戦争 〃 終わる
38	26,366	252,586	
39	32,754	330,815	
40	29,795	332,214	
41	29,147	279,343	
42	29,279	287,950	
43	34,647	346,470	
44	34,612	328,814	
大正元年	30,484	190,452	
2	25,740	241,916	
3	20,245	181,598	第一次世界大戦起こる
4	20,811	219,765	
5	26,937	309,782	
6	33,616	571,472	
7	38,985	1,013,636	
8	47,206	2,091,230	第一次世界大戦終戦
9	36,900	1,291,500	
10	53,437	1,719,678	
11	48,948	1,664,232	
12	48,580	1,752,655	
13	47,478	1,564,391	
14	43,460	1,518,762	

出典：岡崎正純・坂入了「結城紬の歴史と現況」『人間国宝シリーズ43 結城紬』講談社、1979年、110ページ